

サウナを**安全**  
に楽しむために！

# 簡易サウナ設備を知ろう！

1

最大出力  
6kW以下

2

薪or電気  
ストーブ

3

屋外・屋上



テント型

バレル型

- 製品の取扱説明書等に従って正しく使用しましょう。
- 強風時には、使用を止めましょう。
- 風や地震で倒れないように適切な転倒防止の措置を講じましょう。
- 熱源にタオル等の可燃物が接触しないように気を付けましょう。
- 薪を燃料とする簡易サウナ設備には、**「消火器」**を設置しましょう。  
※熱源を遮断する装置が設けられている場合は不要です。
- 薪を燃料とする簡易サウナ設備には、**「たき殻受け」**を設置しましょう。

たき殻受け



## Q & A

Q. 個人が設置する「テント型・バレル型サウナ」は規制の対象になりますか？

A. 利用目的により判断されます。

個人が自ら使用する目的で設けるものについても基準に従い設置する必要がありますが、管轄消防署などに届出は不要です。

なお、個人が設けるものであっても、利用料を徴収する等、商業目的で設置するものについては届出が必要です。また、個人、法人を問わず商業目的で簡易サウナを設置する場合は、公衆浴場法の許可が必要となる可能性があります。最寄りの保健所にご相談ください。

Q. 定格出力が6kwを超える薪や電気を熱源とする「テント型・バレル型サウナ」の規制は？

A. 「一般サウナ設備」として規制されます。

Q. 「テント型・バレル型サウナ」以外のサウナ設備の規制は？

A. 「テント型・バレル型」以外のサウナ設備は、定格出力が6kw以下の薪や電気を熱源とする設備であっても、「一般サウナ設備」として規制されます。

Q. 建物の屋上に設置する「テント型・バレル型サウナ」は簡易サウナに該当しますか？

A. 建物屋上は直接外気に接する場所として、「簡易サウナ設備」の規制に該当します。

Q. 建物内に設置する「テント型・バレル型サウナ」の規制は？

A. 屋外その他の直接外気に接する場所以外の場所に設置する場合は、「一般サウナ設備」として規制されます。